

別表第3 家庭的保育事業(保育認定)

1号の利用
定員から
区分を選択

地域 区分 ①	認定 区分 ②	保育必要 量区分 ③	基本分 単 価 ④	処遇改善等 加算 I ⑤	資格保有者加算 ⑥		家庭的保育補助者加算 ⑦		家庭的保育 支援加算 ⑧	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子ども の単価に加算 ⑨						
					処遇改善等 加算 I	処遇改善等 加算 I	処遇改善等 加算 I	処遇改善等 加算 I		処遇改善等加算 I	処遇改善等加算 I					
20/100 地域	3号	保育標準 時間認定	175,020	+ 1,660 × 加算率	+ 5,660	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが 4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	53,180	+	35,370	+	350	× 加算率
		保育短 時間認定						利用子どもが 3人以下の場合 24,110								
16/100 地域	3号	保育標準 時間認定	171,700	+ 1,620 × 加算率	+ 5,470	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが 4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	51,770	+	35,370	+	350	× 加算率
		保育短 時間認定						利用子どもが 3人以下の場合 24,110								
15/100 地域	3号	保育標準 時間認定	170,870	+ 1,620 × 加算率	+ 5,430	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが 4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	51,420	+	35,370	+	350	× 加算率
		保育短 時間認定						利用子どもが 3人以下の場合 24,110								
12/100 地域	3号	保育標準 時間認定	168,370	+ 1,590 × 加算率	+ 5,280	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが 4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	50,360	+	35,370	+	350	× 加算率
		保育短 時間認定						利用子どもが 3人以下の場合 24,110								
10/100 地域	3号	保育標準 時間認定	166,710	+ 1,570 × 加算率	+ 5,190	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが 4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	49,660	+	35,370	+	350	× 加算率
		保育短 時間認定						利用子どもが 3人以下の場合 24,110								
6/100 地域	3号	保育標準 時間認定	163,380	+ 1,540 × 加算率	+ 5,000	+ 50 × 加算率	+	利用子どもが 4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	48,250	+	35,370	+	350	× 加算率
		保育短 時間認定						利用子どもが 3人以下の場合 24,110								
3/100 地域	3号	保育標準 時間認定	160,890	+ 1,520 × 加算率	+ 4,860	+ 40 × 加算率	+	利用子どもが 4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	47,200	+	35,370	+	350	× 加算率
		保育短 時間認定						利用子どもが 3人以下の場合 24,110								
その他 地域	3号	保育標準 時間認定	158,390	+ 1,490 × 加算率	+ 4,720	+ 40 × 加算率	+	利用子どもが 4人以上の場合 28,300	+ 280 × 加算率	+	46,140	+	35,370	+	350	× 加算率
		保育短 時間認定						利用子どもが 3人以下の場合 24,110								

加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	⑮	A：処遇改善加算Ⅱ－① 48,860 ÷ 各月初日の利用子ども数		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A若しくはBのいずれかとする		
		B：処遇改善加算Ⅱ－② 6,110 ÷ 各月初日の利用子ども数				
冷暖房費加算	⑯	1 級 地	1,780	4 級 地	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域	
		2 級 地	1,580	そ の 他 地 域		110
		3 級 地	1,560			
除雪費加算	⑰	6,090		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	⑱	152,680 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	⑲	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	⑳	A	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (76,960 + 760 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数		※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設	
		B	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数			
		C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数			
第三者評価受審加算	㉑	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		